

第5章 ワッセナー・アレンジメント（WA）

第1節 設立の経緯

冷戦の終結に伴い、1994年3月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的とするココム（COCOM: Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls）は、その役割を終え解消された。他方、冷戦の終結に伴い、イラクによるクウェート侵攻に象徴されるように、新たな地域紛争が発生することとなった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器：軍艦、戦車など）及びそうした武器を製造するのに必要とされる汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め2年半余り協議を行った末、1995年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意、1996年7月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」（WA: Wassenaar Arrangement）が発足した。

第2節 概要

ワッセナー・アレンジメントは、わが国を含む33か国より構成されており、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつこうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定していたのに対し、ワッセナー・アレンジメントでは特定の対象国・地域に的を絞ることなくワッセナー・アレンジメント非参加国すべてを対象としている。

第3節 活動

ワッセナー・アレンジメントは、(1) 参加国による協議を通じて輸出を管理すべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業（具

体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂、及び(2) どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、通常兵器の過度の移転と蓄積を防止するという目的を達成しようとしており、参加国にはワッセナー・アレンジメント内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

第4節 最近の動き

ワッセナー・アレンジメントでは、軍事用途に用いられ得る汎用品の移転については幅広い品目が輸出管理の対象とされ、移転報告に加え、何らかの理由でワッセナー・アレンジメント非参加国への移転を拒否した場合、こうした拒否事実も報告するといった種々の通報制度が整備されている。しかしながら、地域の不安定化に直結する武器については、移転通報の対象が戦車や戦闘機、軍用艦艇など国連軍備登録制度の対象である7種類にほぼ限定されている上(第4部第4章参照)、通報制度についても実際に行われた移転の報告のみで、移転を拒否したケースについては報告する義務はないなど、透明性のレベルが十分ではないとの問題点が指摘されていた。発足後3年目にあたる1999年には、ワッセナー・アレンジメントの機能見直しが行なわれ、武器の移転通報対象の拡大について一定の合意が得られたが、現在も武器移転の透明性拡大を中心として、ワッセナー・アレンジメントの機能強化に向けた努力が続けられている。また、2001年12月の総会では、ワッセナー・アレンジメントの果たすべき役割・目的等につき定めた基本文書を改訂し、対テロリズムの取り組みを強化していくことが明記されることとなった。

第5節 わが国の取り組み

わが国は、わが国自身の安全保障及び世界の平和と安定の維持の観点から、ワッセナー・アレンジメントの目的に賛同し、設立前より積極的にワッセナー・アレンジメントの成立に関与してきている。国内的には「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」などの

関連法令を整備し、ワッセナー・アレンジメントの規制対象となる汎用品・技術の輸出に際しては、厳格な輸出管理を実施している。また、武器輸出三原則等に基づき、武器の輸出を行わないことを国の基本政策としているわが国は、ワッセナー・アレンジメントや国連軍備登録制度において、武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも軍備の透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく。